

令和元年度
定期監査結果報告書

泉大津市監査委員

泉 大 監 第 84 号

令 和 2 年 2 月 18 日

泉 大 津 市 長 様
泉 大 津 市 議 会 議 長 様
泉大津市教育委員会教育長 様
泉大津市病院事業管理者 様
泉大津市選挙管理委員会委員長 様
泉大津市公平委員会委員長 様
泉大津市農業委員会会長 様

泉大津市監査委員 池 田 学

泉大津市監査委員 丸 谷 正八郎

令和元年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、その結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

令和元年度定期監査結果報告	5
第1 監査の種類	5
第2 監査の実施期間	5
第3 監査の対象	5
第4 監査執行者	6
第5 監査の方法	6
第6 監査の結果	6
共通事項	7
1 収入事務について	7
2 支出事務について	7
3 契約事務について	8
4 その他	8
質問・要望事項等	9
1 総合政策部	9
2 総務部	23
3 健康福祉部	25
4 都市政策部	31
5 市立病院事務局	33
6 消防本部	39
7 教育部	42

令和元年度定期監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の実施期間

令和元年10月1日から令和2年1月30日まで

第3 監査の対象

総合政策部	政策推進課、地域経済課、危機管理課、秘書広報課、人事課、市民協働推進課、人権くらしの相談課
総務部	総務課、財政課、税務課、市民課、資産活用課
健康福祉部	福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課、生活福祉課 子育て応援課、こども育成課、健康づくり課、保険年金課 浜保育所、条南幼稚園、かみじょう認定こども園
都市政策部	都市づくり政策課、建築住宅課、土木課、環境課、水道課 下水道課
教育委員会事務局 教育部	教育政策課、指導課、教育支援センター 戎小学校、条南小学校、小津中学校 生涯学習課、スポーツ青少年課 勤労青少年ホーム、南公民館、北公民館、織編館 池上曾根弥生学習館、図書館、総合体育館
会計課	
市立病院事務局	
消防本部	
市議会事務局	
行政委員会	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局 農業委員会事務局

第4 監査執行者

監査委員 池田 学

監査委員 丸谷 正八郎

第5 監査の方法

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令等に従って適正で、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

まず、事前に各課等から監査資料の提出を求め、関係書類の予備監査を行い、担当職員からその執行状況の説明を聴取するとともに、前回の定期監査において意見・要望した事項の改善について監査を行った。

また、本監査においては、特に重要な事業について各部局に質問を行い、内容説明を求める方法で監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、総括的には関係法令等に従い概ね適正で、合理的かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において次頁の共通事項における指摘事項のとおり、改善、検討を要する事項が見受けられた。併せて、去年の定期監査での指摘事項についても、一部に改善されていないものが見受けられたので、担当職員に対して周知徹底し、改善することを求めた。

また、特に重要な事業の内容説明を受け、当事業に対する意見要望を行ったものであり、今後、なお一層の研さんにより事務事業の適正で、経済的、効率的かつ効果的な執行に努めることを要望するものである。

◎ 共通事項

1 収入事務について

(1) 調定事務

調定簿及び減免申請については、財務規則等に基づき適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

2 支出事務について

(1) 支出負担行為何書

支出負担行為何書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ①見積書の日付記入漏れ、未添付又はコピー等での代用、内容等が明示されていないもの、決裁日の誤り。
- ②物品購入において、随意契約理由が明記されていないもの。
- ③印刷製本及び備品購入において、1者見積りとしているもの。

(2) 資金前渡

資金前渡何書、出納簿の記帳、精算書の提出など各資金前渡の事務処理については、財務規則に基づき適正に行われていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金（助成金）

補助金（助成金）交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ①補助金交付決定通知書において、市補助金等交付規則に規定された交付の条件が記載されていないもの。
- ②補助金交付申請書に前年度決算書の添付がないもの。
- ③補助事業実施状況報告書において、詳細な実施内容の記載がないもの。

3 契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ①契約締結起案書に記載された随意契約ガイドラインの適用条項に間違いのあったもの。
- ②契約書及び請書において、暴力団排除に関する条項が規定されていないもの。
- ③委託契約書に適正な収入印紙の貼付がないもの。
- ④予定価格書の金額について、手書きすべきものであるが印字しているもの。
- ⑤契約金額について、積算根拠が明確でないもの。
- ⑥契約締結起案書に契約金額が明記されていないもの。
- ⑦入札すべきものを見積徴取（随意契約）しているもの。
- ⑧契約締結起案書に契約期間開始後の決裁日が記入されているもの。
- ⑨契約保証金の比率を間違えているもの。
- ⑩契約書の業務名、施設名、内容と決裁のそれらが相違しているもの。

4 その他

(1) 旅行命令簿・復命書

旅行命令簿・復命書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ①旅行命令書を支出負担行為伺書綴に綴っているもの。
- ②旅行命令書の復命事項を詳しく記載していないもの。
- ③復命書において、決裁者印が漏れているもの。

(2) 運行日報

公用車集中管理対象車以外の公用車については、手書きの運行日報を使用しているが、概ね良好に処理されていた。

今後も、適正な事務処理をされたい。

(3) 文書管理事務

決裁日・施行日の記入漏れや決裁印漏れ、鉛筆書き等、一部で不適切な事務処理が見受けられ、昨年度に引き続き同じ指摘をした部署も散見された。

今後、情報公開も視野に入れ、公文書の管理にあたっては、個人情報の管理に十分注意を払い、文書規程等に基づく適正な事務処理をされたい。

◎ 質問・要望事項等

1 総合政策部

【質問1】グローバル人材育成研修事業の現状と課題並びに職員研修について

(1) グローバル人材育成研修事業について

①過去5年間に実施した研修の定員、応募人数及び受講人数について

グローバル人材育成研修事業は、国際化、グローバル化が進展するなかで、国際的な視野を持ち、自分で考え行動を起こせる人材育成をするため、市民を対象に国内研修を平成30年度から実施し、研修の参加に要する費用の一部を助成するものである。(平成30年度は4泊5日のイングリッシュキャンプ、令和元年度は定期講座と4泊5日のイングリッシュキャンプを実施)なお、語学力の向上を中心とした海外派遣研修の実施は平成28年度までである。

実績は下表のとおりである。

	定員	応募人数	受講人数
平成30年度(イングリッシュキャンプ)	10名程度	3名	3名

(参考)

	定員	応募人数	受講人数
平成28年度(セブ島語学研修)	10名程度	32名	14名
平成27年度(台湾SC視察)	9名程度	6名	6名
平成26年度(セブ島語学研修)	10名程度	22名	13名

②過去5年間助成件数と金額の推移について

助成件数と金額は、平成30年度は3件170,400円、平成28年度は14件1,246,000円、平成27年度は6件375,000円、平成26年度は13件1,300,000円である。

③教育委員会や大学との連携の状況について

事業の実施にあたり、教育委員会とは受講者の募集や選定において連携を図っているが、現在、大学生は受講対象者になっていないことから、大学とは連携していない。

④事業評価指標の設定や効果について

事業評価指標は、研修受講者数を設定している。受講者からは、「質の高い学習ができた」「良い経験ができた」「自主的に様々な活動に参加し経験を積みたい」「経験を将来の目標へ近づくために活かしたい」などの声をいただいており、自主性や問題意識の醸成に役立ったと考える。

(2) 職員研修について

本年度職員研修の主な内容、研修目的、その達成・効果については、別紙（15～16頁参照）のとおりである。

(意見・要望)

グローバル人材育成研修事業は、自分で考え行動を起こせる人材を育成するため、イングリッシュキャンプや定期講座等の国内研修を実施し、研修の参加に要する費用の一部を助成するものである。平成28年度までの海外派遣研修と比較すると、応募人数が少ない状況である。研修の目的や効果としては、一定理解するものであるが、海外での経験がその後の人生に大きな影響を与えることもあるため、受講生のその後の活動状況等を充分調査のうえ、次年度以降の事業の在り方を検討することを要望する。

また、職員研修については多種多様な研修を実施しているものの、研修を受けた職員が、その後の職務に生かすことや研修効果の把握が重要と考える。今後は、研修で得た知識や技能等の波及効果を期待し、職員による職員への研修や、益々重要性が増している個人情報保護に関する研修など進められたい。

【質問 2】 広報活動について

広報紙やホームページ・フェイスブック・LINE などの反響と、構成等でこれまでより工夫している点について

(1) 反響について

① 広報紙について

広報モニター制度を平成 27 年度より実施し、市民モニターに毎月の広報紙の内容についてアンケートをとり、見やすかったページ、わかりにくかったページなどを答えてもらうほか、どのような特集記事を掲載してほしいかなど市民ニーズを調査し、その結果を踏まえ、広報紙作成の改善につなげている。

その結果、最近では、広報紙は以前より見やすくなった、よくなったという声を耳にすることが増え、実際に、昨年度のモニターアンケートでは、見やすくなったが 63%、親しみやすくなったが 65%、興味のある記事が増えたが 63%という結果となった。

② ホームページについて

平成 29 年度より各ページにアンケート機能を設け、閲覧者の意見を収集しており、1 日平均 5 件程度の意見を頂戴している。

見つけにくいと回答されたページは、分かりやすい場所にショートカットやリンクを貼るなどし、わかりにくいと回答されたページは、情報の充実や写真で紹介するなど、工夫し改善に努めている。記述いただいた改善要望などは、ページ担当課に速やかに連絡し、改善につなげている。

③ フェイスブック、LINE などの SNS について

最近、スマートフォンの利用者が増え、SNS で情報を取る人が増えていることから、市のそれぞれの SNS のフォロワーは、順調に増えている。特に、今年 6 月から開始した LINE については、開始半年で、3,000 人を超えるフォロワーを獲得。

利用者からは、避難所開設のお知らせや、だんじり中止のお知らせ、かたり調査の注意喚起など、緊急情報が迅速に届くことに、「とても助かる」、「非常に役立つ」、「有効的だ」という声が多数寄せられている。

《1 月 15 日現在の各 SNS のフォロワー数》

フェイスブック 1,599 人、ツイッター 2,453 人、LINE 3,127 人、インスタグラム 1,221 人

(2) 構成等これまでより工夫している点について

これまで、広報紙をメインに情報発信に努めてきたが、スマートフォンの利用者の増により、多くの方がホームページや SNS で情報を取得するようになってきていることから、情報の詳細は市ホームページに全て掲載し、SNS と連携させその情報を迅速に届ける工夫をしている。さらに、子育てアプリやごみ分別アプリなど、アプリを使った情報発信にも努めている。

広報紙についても、写真や絵などを使いながら、重要な情報だけを掲載することで、読みやすくなるよう努め、細かい情報は市ホームページにアクセスしてもらうよう QR コードの活用にも努めている。

SNS のフォロワー数を増やす取り組みとしては、周知用のポスター、チラシ、名刺を作成し、積極的に周知を図っている。さらに、防災訓練などのイベントにおいて、LINE の登録を呼びかけ、登録していただいたら防災グッズをプレゼントするといったキャンペーンを実施するなど、フォロワーを増やすための工夫も行っている。

(意見・要望)

広報モニターは幅広い年齢で構成されており、導入後、広報紙の目次や写真のカラー化、絵本の紹介などの改善につなげている。また、SNSにより、緊急情報の伝達が可能となっていることから、有事においても市民の安全確保の役割を果たすことが期待される。

広報紙では全情報を掲載できるが、SNSでは限定した情報や緊急の情報の発信となるため、今後とも発信内容や頻度に留意し、市民への広報に遺漏のないよう努められたい。

【質問３】 出資団体の管理について

（１）出資団体において

① 経営状況、財政状況について

本市が出資している団体としては泉大津埠頭株式会社及び泉大津マリン株式会社があり、経営状況、財政状況については別紙、決算関係資料（17～22頁参照）のとおりである。

② リスク性のある金融商品保有の有無並びにその内容の確認について

泉大津埠頭株式会社において投資有価証券を保有しており、泉大津マリン株式会社については保有していない。また、その内容については、いずれも定期株主総会で報告を受けている。

③ 出資団体への委託業務の有無、また、行っている場合の契約内容について

現在、本市が出資団体へ業務を委託している実績はない。

（意見・要望）

泉大津埠頭株式会社の議決権は、泉大津市が過半数を所有し、残りは民間事業者が所有している。平成30年度の同社の事業報告書を確認すると、役員及び株主に対する株主総会記念品や歳暮及び株主総会等出席に対する報償等が交際費または会議費にて支出されていた。

通常、交際費は取引先との円滑な関係を維持するために支出が認められるもので、取引先との関係維持等を目的としない者に対する供応は認められるものではない。また、自社役員が株主総会に出席することは、職務上の義務であり、報償費が支給されることに合理性はなく、当該支出は、給与支給の性質を有するものである。

株式会社として存在する団体であるため、交際費等支出を否定するものではないが、同社は本市が出資する団体である以上、特に交際費等の支出については、合理性及び透明性に関する十分な説明責任を果たせることが必要と考える。役員への記念品の贈答や業務遂行に関する報償については、適切な支出費目で処理されるよう、交際費や会議費等支出に関する明確な基準を設けられたい。

また、泉大津マリン株式会社は、船舶の係留数が減少しており、また係留施設の老朽化への対応等も必要となっていることから、厳しい経営状況となっている。

市民の余暇の過ごし方が変化し、プレジャーボートに関しては、「若者離れ」が進んでいるとされている。このような環境変化の中、設立当初から泉大津市が出資を継続している意義を改めて明確にし、今後の同社のあり方に関する説明責任を市民に対して果たすことを要望する。

令和元年度 職員研修実績 (庁内研修)

研修名	研修日	受講日数等	研修受講者	研修目的および内容
人権問題研修会 (図書館にんじんサロン) ※人権くらしの相談員主催	H31. 4. 17 (木)	1.5時間	令和元年度採用職員 15名 大一様工欄2名含む	人権問題の本質と行政に課せられた業務について認識を深める。 「就職にあたって」泉大津公共職業安定所 ビデオ研修「新・人権入門」人権市民協働課
AI(人工知能)に係る研修会 ※市民協働課主催	R1. 5. 15 (木)	1.5時間	係長級以下の職員 37名	日常業務へのAI(人工知能)活用の可能性を考えるため、AIとは何なのか、また何ができるのか等、活用事例の紹介と仕組みの説明により、理解を深める。 講師：富士ゼロックスシステムサービス株式会社
認知症サポーター養成講座 ※高齢介護課主催	R1. 5. 20 (月)	1時間	令和元年度 採用職員19名 (平成30年4月入庁 の消防含む)	被差別部落出身者に対する差別をはじめとする潜在する差別について 学習することにより、職員の人権意識の向上を図る。 講師：「同和問題について」
職員人権研修	R1. 5. 21 (火)	1.5時間	令和元年度 新任主査・入庁職員 非常勤職員 39名	被差別部落出身者に対する差別をはじめとする潜在する差別について 学習することにより、職員の人権意識の向上を図る。 「同和問題について」 講師：部落解放同盟大阪府連合会 和泉支部長 森 尚樹氏
職員による新規採用職員研修	R1. 5. 20 (月)	2日	令和元年度 採用職員19名 (平成30年4月入庁 の消防含む)	各職場からの先輩職員を中心に、業務内容についての講義を行うことにより、新規職員に対する行政知識の向上及び講師となる職員のさらなるレベルアップを図ります。
人事評価研修	R1. 6. 10 (月)	4時間	管理職の職員 30名	人事評価の意義や、目標設定を通じて係長の業務マネジメントの習得について学習する。2月に実施予定の評価及び期末面談に向けて、評価シートにおける評価ポイントを確認するとともに、望ましい面談(フィードバック)方法について学習する。 講師：株式会社インソース 船山 哲文氏
人事評価研修	R1. 6. 10 (月)	3時間 ×2回	係長級以下の職員 47名	人事評価制度の実施にあたって、被評価者が目標設定する際の基準等を学び、適切な目標管理シートの作成を行う。また、制度への理解を深めることで円滑な制度運用につなげる。 講師：株式会社インソース 船山 哲文氏
『モブ草履製作』職員研修 ※生涯学習課主催	R1. 6. 27 (木)	2.5時間 ×2回	入庁3年目までの職員 その他受講を希望する職員	モブ草履を製作することで、市の歩んできた歴史とあしゆびプロジェクトの理解を進める 講師：モブ草履アンバサダー、織田 裕子氏
新規職員と先輩職員との交流会	R1. 7. 25 (木)	2時間	令和元年度 採用職員10名	新規採用職員にあたっては、入庁から約3ヶ月が経ち、徐々に職場の雰囲気にも慣れ、日々担当業務に励んでいたところである。そこで、日頃接する機会の多い上司や先輩のほかに、多様な経験のある先輩職員と接する機会を設けることで、新たな発見を促し、日頃の疑問や悩み等を解消するなど、当該職員のメンタル面でのフォローアップを図るとともに、職員間の交流を深め組織の活性化を図ることを目的とする。 講師：泉大津市職員
業務に役立つ法令の読み方～法令入門研修 (泉北3市・泉南3市合同)	R1. 7. 26 (金)	1日	新任係長級(昨年度 も含む)職員 8名	法令に対する職員の苦手意識をなくし、法令を読む(解釈する)ために必要な基本知識や手法を学習します。地方公務員法及び地方自治法の基本的条項の検証と理解を深めるとともに、職員間の意見交換、交流を促進する。 講師：第一法規株式会社 金田 崇氏
女性活躍に向けたキックオフセミナー	R1. 8. 1 (火)	2時間	全職員 36名	これまで一般的に取組まれてきた「女性職員のスキルアップや管理職・リーダー育成等の取組」だけではなく、「女性活躍とは何か?」「女性活躍に向けた環境整備とは何か?」など、行政内部の組織運営や市民・社会に向けた取組について、事例紹介を交え新たな視点により解説していただきます。 講師：WOMEN LEADERS 代表 岩田 千栄美氏
地域創生研修 ※市民協働推進課主催	R1. 8. 8 (火)	1.5時間	全職員40名程度	新たな市民協働のありかたを模索し、地域の課題を地域で解決できるまちづくりを通じて地域の活力を高める地域創生の実現を目的とする。(平成30年度～令和2年度の3か年) 講師：木村俊昭氏
ハラスメント防止研修	R1. 8. 22 (木)	3時間 ×2回	係長級以下の職員 40名	働きやすい職場づくりを目指し、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の基礎知識、最近の事例、防止策・対応策やハラスメントにつながらないコミュニケーション技法を学習する。 講師：(株)自然総研 五島 昌氏
アドベンチャー教育プログラム 戦略的野外炊飯研修	R1. 8. 23 (金)	1日	入庁4～8年目の職員 12名	日頃業務を行う庁舎等ではなく、野外という非日常的な空間の中でグループワークを通じ、企画力、計画力、突発的な問題に対する適応能力を身につけるとともに、メンバーの話を聞き、受けながら自分の意見を伝えるなど、コンセンサスによる集団決定を行う際の留意点などを学ぶもの。また、組織として効果的に行動するための必要な考え方や重要な事柄及びリーダーシップを習得することを目的とする。 講師：南日本マネジメント協会 北川剛司氏
新図書館整備に係る職員研修 ※生涯学習課主催	R1. 9. 26 (木)	2時間 ×2回	入庁5年目までの職員 24名 管理職職員20名	新たなまちづくりの拠点として令和3年度の開館を目指す新図書館について、その概要や整備の進捗状況を知る。また、先進的な図書館事例を学ぶことで、図書館の新たな使い方や有償性について、それぞれの所属部署での立場より、「新図書館でなができるか」を検討し、将来的な市民等への還元へとつなげることを目的とする。 講師：花井 裕一郎氏
「令和元年度新規採用職員研修」 接遇サービス・マナー ※泉北三市職員研修協議会	R1. 10. 4 (金)	1日	令和元年度 採用職員 17名 (平成30年10月入庁 の消防含む)	接遇サービスと効率的な仕事の進め方を中心に学習するとともに、三市職員の意見交換及び交流を図る。 講師：南日本マネジメント協会 鎌山 敏明氏
新規採用職員スピーチ	R1. 10. 15 (火)	1日	令和元年度 採用職員 23名 (平成30年4・10 月、平成31年4月入 庁の消防含む)	自らの行動理念や将来像をスピーチとして発表することで、これまでの自身の業務内容を振り返り、泉大津市職員として求められる行動を再認識する。
新たな市民協働に向けた地域創生リーダー育成研修報告会 ※市民協働推進課主催	R1. 11. 8 (金)	1.5時間	全職員34名程度	新たな市民協働のありかたを模索し、地域の課題を地域で解決できるまちづくりを通じて地域の活力を高める地域創生の実現を目的とする。(平成30年度～令和2年度の3か年) 講演「地域創生 成功の方程式～『五感六育』の実現～」及び研修生による報告。 講師：木村俊昭氏
メンタルヘルスケア研修 「セルフケア研修」 「ライオンケア研修」	R2. 2. 7 (金)	2時間	主査以下の職員 30名予定 係長級以上 30名予定	職場のメンタルヘルスに関する基礎知識を習得し、自分自身に目を向けセルフケアを行えるようになるとともに、職場の一体感を醸成するため、コミュニケーション能力の向上を図ることを目的とする。
新たな市民協働に向けた地方創生リーダー育成研修	R1. 7. 11 (木)	10回× 3時間	受講対象者 12名	自治体職員のモチベーションを高め、全体最適思考による事業継続とその実践、仕事環境の改善が得る人材養成、定着を図る。また、市民・地域活動団体・企業等が「ひと育ち」「まち育ち」の重要性を理解し、官民協働で自治体とともに歩むまちを目指す。(平成30年度～令和2年度の3か年の研修) 講師：木村俊昭氏
回数	35		557名	

令和元年度 職員研修実績（派遣研修）

他市町村派遣研修・専門研修等

研修名	研修日	受講日 数等	研修目的および内容
アカデミー（JAMP・JAM）派遣研修			
「住民行政事務能力の向上」 市町村職員中央研修所（千葉県）	R1.5.27	金	5日
「職業を充実するための技法」 全国市町村国際文化研修所（滋賀県）	R1.6.5	水	3日
「地方公営企業経営の基本～財務会計と新経営手法～」 全国市町村国際文化研修所（滋賀県）	R1.6.12	水	3日
「市町村税徴収事務」 全国市町村国際文化研修所（滋賀県）	R1.6.18	火	11日
「住民税徴収事務」 全国市町村国際文化研修所（滋賀県）	R1.7.16	火	11日
「商業物の処理とリサイクルの推進」 市町村職員中央研修所（千葉県）	R1.7.1	月	5日
「住民との協働によるまちづくり」 全国市町村国際文化研修所（滋賀県）	R1.9.30	月	5日
「法令実務B（応用）」 全国市町村国際文化研修所（滋賀県）	R1.10.1	火	11日
大塚市都市整備センター			
測量の基礎講座『公共測量の基礎知識』	R1.9.4	水	1日
地盤に関する講習会	R1.10.3	木	1日
地盤調査の基礎知識と支持力計算講習	R1.10.9	水	1日
舗装の入門講座『舗装の設計・施工・補修』研修会	R1.11.13	水	1日
令和元年度 事故防止講習会	R1.11.14	木	1日
準備点検・技術研修会『実地研修』	R2.1.16	水	1日
他市合同研修			
「仕事の効率アップ研修」 東北県合同研修会 （兵庫県関係）	R1.7.17（水）		半日
「素習に役立つ法令の読み方～法令入門」 東北三市職員研修協議会 （奈良県市関係）	R1.7.26（金）		1日
「管理監督者 業績マネジメント研修」 茨城県職員研修協議会 （福岡市関係）	R30.8.10（金）		1日
「法制研修研修」 東北三市職員研修協議会 （茨城県市関係）	R1.8.26（月）	R1.8.27（火）	2日
「プレゼンテーション研修」 茨城県職員研修協議会 若手職員研修 （茨城県市関係）	R1.9.9（月）		1日
「令和元年度新採用職員研修」 松浦市職員研修協議会 東北三市職員研修協議会	R1.10.4（金）		1日
「自治体職員養成研修」 東北三市職員研修協議会	R1.10.17（木）		1日
若手職員研修 防府市職員研修協議会 （秋田県市関係）	R1.11.8（金）		4時間
「ワンベーパー研修」 東北三市職員研修協議会 （和歌山県市関係）	R2.1.28（火）		半日
若手～中堅職員研修 クレーム対応 東北三市職員研修協議会 （和歌山県市関係）	R2.1.22（火）	R2.1.23（水）	2日

貸 借 対 照 表

平成31年 3 月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【312,274,431】	【流 動 負 債】	【6,202,076】
現金および預金	311,638,101	未 払 金	1,538,056
前 払 費 用	208,689	預 り 金	270,420
立 替 金	427,641	法人税等充当金	4,393,600
【固 定 資 産】	【288,866,536】	【固 定 負 債】	【230,737,181】
(有形固定資産)	(276,350,352)	長 期 借 入 金	211,748,000
建 物	216,241,382	預 り 保 証 金	18,989,181
建物付属設備	30,454,009		
構 築 物	26,255,259		
機 械 装 置	3,399,702		
		負債の部合計	236,939,257
(無形固定資産)	(105,284)	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	105,284		円
(投 資 等)	(12,410,900)	【株 主 資 本】	【364,201,710】
投資有価証券	11,300,000	(資 本 金)	(30,000,000)
保 証 金	1,110,900	資 本 金	30,000,000
		(利 益 剰 余 金)	(334,201,710)
		利 益 準 備 金	7,650,000
		繰越利益剰余金	326,551,710
		純資産の部合計	364,201,710
資産の部合計	601,140,967	負債及び純資産の部合計	601,140,967

(平成 30 年度泉大津埠頭株式会社事業報告書より)

損 益 計 算 書

自 平成30年 4 月 1 日
至 平成31年 3 月 31 日

科 目	金 額	
【純 売 上 高】	円	円
売上・倉庫賃貸料	117,990,324	117,990,324
売上総利益		(117,990,324)
【販売費及び一般管理費】		84,328,406
営業利益		33,661,918
【営業外収益】		
受 取 利 息	206,608	
受 取 配 当 金	900,000	
雑 収 入	2,819,366	3,925,974
【営業外費用】		
支払利息・割引料	3,385,294	4,126,307
寄付金	741,013	
経 常 利 益		(33,461,585)
【特別利益】		
固定資産売却益	185,185	185,185
税引前当期利益		(33,646,770)
法人税、住民税及び事業税		10,125,500
当 期 利 益		(23,521,270)

(平成 30 年度泉大津埠頭株式会社事業報告書より)

販売費及び一般管理費

自 平成30年 4 月 1 日
至 平成31年 3 月 31 日

科 目	金 額	
広 告 宣 伝 費	136,000	円
会 議 費	379,196	
給 料 手 当	7,680,000	
賞 与	480,000	
出 向 料	3,000,000	
法 定 福 利 費	1,345,543	
福 利 厚 生 費	98,417	
減 価 償 却 費	26,683,172	
賃 借 料	430,080	
修 繕 費	8,065,513	
消 耗 品 費	234,039	
水 道 光 熱 費	201,184	
旅 費 交 通 費	276,001	
支 払 手 数 料	737,586	
公 租 公 課	6,644,393	
交 際 費	1,276,946	
保 険 料	1,125,540	
通 信 費	149,291	
諸 会 費	262,400	
共 益 費	849,888	
印 刷 費	47,000	
地 代 家 賃	23,874,308	
車 両 費	75,463	
雑 費	276,446	
合 計	84,328,406	(84,328,406)

(平成 30 年度泉大津埠頭株式会社事業報告書より)

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	【 95,352,936 】	【 流 動 負 債 】	【 24,650,202 】
現金及び預金	90,928,300	未 払 金	2,744,900
売 掛 金	258,351	前 受 金	21,526,668
商 品	1,655,890	預 り 金	263,134
前 払 費 用	720,000	法人税等充当金	115,500
未 収 入 金	1,790,395	【 固 定 負 債 】	【 57,470,000 】
【 固 定 資 産 】	【 42,348,073 】	長期預り保証金	53,700,000
(有形固定資産)	(42,275,273)	退職給付引当金	3,770,000
建 物	7,683,653		
構 築 物	17,783,928	負債の部合計	82,120,202
機 械 装 置	1	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	16,801,605	【 株 主 資 本 】	【 55,580,807 】
工 具 器 具 備 品	6,086	(資 本 金)	(10,500,000)
(無形固定資産)	(72,800)	資 本 金	10,500,000
電 話 加 入 権	72,800	(利 益 剰 余 金)	(45,080,807)
		繰越利益剰余金	45,080,807
		純資産の部合計	55,580,807
資産の部合計	137,701,009	負債及び純資産の部合計	137,701,009

(平成 30 年度泉大津マリン株式会社決算報告書より)

損 益 計 算 書

平成30年4月 1日から
平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
【 純 売 上 高 】		
艇 置 料 収 入	62,293,335	
そ の 他 収 入	10,538,371	72,831,706
【 売 上 原 価 】		
期 首 棚 卸 高	1,300,020	
艇 置 料 原 価	8,905,764	
そ の 他 原 価	130,190	
合 計	(10,335,974)	
期 末 棚 卸 高	1,655,890	8,680,084
売 上 総 利 益		(64,151,622)
【販売費及び一般管理費】		65,294,858
営 業 損 失		(1,143,236)
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	63,277	
雑 収 入	5,285,964	5,349,241
経 常 利 益		(4,206,005)
税引前当期利益		(4,206,005)
法人税、住民税及び事業税		1,766,800
当 期 純 利 益		(2,439,205)

(平成 30 年度泉大津マリン株式会社決算報告書より)

販売費及び一般管理費

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
役員報酬	3,000,000	
給与手当・賞与	8,996,310	
法定福利費	1,320,387	
福利厚生費	204,028	
交際費	312,325	
事務消耗品費	113,027	
水道光熱費	2,848,350	
通信費	563,488	
支払手数料	2,418,235	
支払保険料	1,359,118	
租税公課	585,286	
減価償却費	6,156,823	
賃借料	7,643,605	
会議費	50,100	
諸会費	141,600	
販売促進費	498,113	
修繕費	12,233,266	
清掃費	305,359	
消耗品費	346,056	
業務委託料	14,738,807	
退職給与引当金繰入額	950,000	
雑費	510,575	
販売費及び一般管理費合計		(65,294,858)

(平成 30 年度泉大津マリン株式会社決算報告書より)

2 総務部

【質問1】 住民票など窓口業務の委託内容と成果、並びに今後の課題について

市民課では、平成29年10月1日より証明書発行及び発行手数料収納等の業務を民間事業者に委託している。委託業務の主な内容は、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書発行業務と当該手数料の收受等の業務で、常時7名から9名が窓口業務として常駐し、運用を行っている。

運用開始以降、受託事業者との月例会議などにより、窓口にお越しになるお客様からのご意見や苦情等の報告、業務上の問題や課題点などの情報共有を行っており、日常からお客様に対するサービスの向上に努めている。

委託化から約2年を経過し、市民課と受託事業者との役割分担もスムーズに行えており、委託化により生まれた人的資源を、近年増加しているDV等支援措置に係る業務や個人番号カードに係る業務などの専門性の高い業務などに充てることが可能となっている。

今後の課題としては、受託事業者が変更になった場合、蓄積したノウハウをいかに円滑に継承していくか、また、新たに委託できる業務の可能性などを検討していく必要がある。

(意見・要望)

市民課の窓口業務を民間事業者に委託し、2年が経過している。当該業務の委託により、窓口対応の職員を他の専門性の高い業務に充てることが可能となっている。

今後は、委託の費用対効果等に関する目標指標を設定し、それが達成できるよう事務を執行することが必要である。また、より良いサービスを提供できるよう、市民からの要望等に対して、より一層委託事業者と協力のうえ対応し、さらなる住民満足の向上を図ることを要望する。

【質問2】 市民課の窓口業務について

(1) コンビニ交付利用者に対する利用サービスアンケートの実施の有無、無の場合は今後の予定、マイナンバーカードの交付状況について

コンビニ交付利用者に対する利用サービスアンケート調査については、現時点では考えていないが、市役所内に設置している自動交付機をご利用いただいたお客様からは、直接ご意見をいただく場合もある。

初めてご利用されるお客様は、操作方法がわからず戸惑われる場合もあるが、概ね良好である旨のご意見をいただいているところ。

また、コンビニ等での証明書等交付状況及びマイナンバーカード交付率は以下のとおりである。

【コンビニ等での証明書等交付状況】（直近3ヶ月）

9月 372件（うち庁内自動交付機 111件）
10月 370件（うち庁内自動交付機 113件）
11月 363件（うち庁内自動交付機 110件）

【マイナンバーカード交付率】

【泉大津市】17.08%（令和元年12月22日現在）

【全 国】	14.3%（令和元年11月1日現在）
【大阪府】	16.2%（ ” ）
【市（政令指定都市は除く）】	13.7%（ ” ）

（2）フロアマネージャーとの連携状況について

お客様を市民課の窓口にご案内いただく際に、事前にお聞きしたご用件を窓口担当者に口頭でお伝えいただいております。お客様の不安を取り除き、スムーズな連携が図られていると考える。

（意見・要望）

マイナンバーカードを活用したコンビニ等での証明書等交付を推奨したことにより、マイナンバーカードの交付状況は、大阪府下平均をわずかに上回っている状況である。

マイナンバーカードは、各種証明書をコンビニエンスストアで取得できるメリットがあるほか、児童手当手続等のような行政手続のオンライン化及び民間のオンライン取引等での活用等のメリットがある。広報、ホームページへの掲載やマイナンバーカードの写真撮影に関するサービスによりマイナンバーカードの普及を進めているところであるが、引き続き、マイナンバーカード交付の促進を図られたい。

また、平成18年度より、市民サービス向上を目的として市役所1階にフロアマネージャーを配置し、市役所の手続きに不慣れな市民をサポートしている。窓口業務と同様に、より良いサービスを提供できるよう、フロアマネージャーと協力のうえ市民の要望に対応し、さらなる住民満足の向上を図ることを要望する。

3 健康福祉部

【質問1】 総合福祉センター並びに地域包括支援センターの現状と課題について

1 総合福祉センターの現状と課題について

現状

総合福祉センターの管理運営事業については平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間、泉大津市社会福祉協議会を指定管理者としてしている。

業務内容は以下の(1)から(4)である。

- (1) 老人、心身障がい者(児)及び市民福祉向上のための事業
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) その他(文書管理・利用者の安全対策・自主事業に関することなど)

課題

- ・建物の老朽化に伴う大規模改修が必要となってきている。
- ・福祉センター利用者数の減少

(1) 総合福祉センター管理運営について

- ① 直近5年間の実施サービスごとの利用者の推移
別紙(28～30頁参照)のとおり

- ② 収支報告の確認の方法について

事業年度終了後に収支報告を受けている。また、年に1回、監査を実施し適正な事業運営ができているか確認を行っている。その際に、請求書、領収証等の確認も行っている。

- ③ 指定管理料の積算根拠、決定方法について

指定管理料は年度ごとに決定している。積算根拠資料は給料・賃金・需用費などの項目ごとに分け、提出してもらっている。泉大津市社会福祉協議会からの要求額に対し、市が査定を行い、指定管理料を決定している。泉大津市社会福祉協議会としては、月1回公認会計士に来てもらい、適正に予算が執行されているか確認をしてもらっている。

- ④ 貸与物品の管理方法について
貸与物品はありません。

2 地域包括支援センターの現状と課題について

現状

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置している。具体的な業務は、以下の(1)から(7)で、これらを社会福祉協議会に委託している(委託料 61,361,000円)。

職員構成は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等の専門職員10名である。

- (1) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務
介護予防プランの作成
- (2) 総合相談支援事業及び権利擁護事業にかかる業務
高齢者の保健・福祉・医療などの相談業務及び虐待対応
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
介護支援専門員への支援
- (4) 包括ケア会議推進業務
困難事例等について関係機関等の多職種による検討・助言
- (5) 認知症施策の推進
認知症啓発(映画会やフォーラム)及び認知症サポーターの養成
- (6) 生活支援体制推進業務(生活支援コーディネーターの設置)
高齢者の居場所づくり及び家事エンジャラーの養成研修会の開催
- (7) 在宅医療介護連携推進事業(在宅医療・介護連携コーディネーターの設置)
医療機関と介護事業所等関係者の連携

課題

- ・地域包括支援センターの認知度向上
- ・自立支援型ケアマネジメントの普及・啓発

(意見・要望)

総合福祉センターの運営については、民間ノウハウの活用による住民サービスの向上及び運営コストの削減を目的として、指定管理者制度を導入し、選定はプロポーザルにより行っている。

指定管理者制度は、民間ノウハウの活用を主眼とするため、候補者選定にお

いては広く民間事業者を募る必要があるが、プロポーザルの応募者は継続的に現在の指定管理者のみとなっている。加えて、総合福祉センターの利用者は減少傾向となっている。

民間ノウハウの活用という指定管理者制度導入の目的に鑑み、候補者選定における応募者が継続的に1者となっている原因を分析し、次回の募集において広く候補者を募るため募集要項を見直しする等の検討を実施されたい。また、利用者増加に関する取組みについては、指定管理者と市がより一層協力することにより進められたい。

地域包括支援センターは、高齢者の増加及び市民ニーズの多様化により地域で果たす役割がますます重要となり、市民や関係機関との調整を密にすることが重要となることが予想される。しかしながら、現状においては、市民の地域包括支援センターに関する認知度が低い。自立支援や市民ニーズに適切に対応するため、当センターの認知度が向上するよう市民に広く周知されたい。

【質問2】 子育てワンストップサービス事業の取組み経過と現状、また今後の課題について

平成29年7月から本格運用が開始された、マイナンバー制度におけるマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについて、本市では、平成30年度から児童手当の諸手続き及び妊娠の届出についての電子申請が可能となっている。

児童手当については、平成30年度は11件、令和元年度は24件の電子申請を受け付けており、妊娠の届出については、いずれも0件となっている。妊娠の届出については、電子申請を行っても後日必ず来庁の必要があることから、利用がみられないものと推察される。

今後の課題として、それぞれの手続きや申請者の状況に応じた手続き方法を選択できるよう、電子申請への理解も含めた周知を図っていく必要がある。

(意見・要望)

本事業は本格導入後2年が経過しており、電子申請の利用状況としては高くない状況となっている。出産・子育て中の親にとって、本来は顔の見える関係が望まれるものの、利用者の利便性に配慮した電子申請による届出が選択肢の一つとして存在している。

今後、電子申請への理解も含め、利用者のニーズに応じた申請方法が選択できるよう、申請方法に関する周知を図るよう努められたい。

(1)各種講座

年度 講座名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	実施回数	延べ受講者数	実施回数	延べ受講者数	実施回数	延べ受講者数	実施回数	延べ受講者数	実施回数	延べ受講者数
いぎいき大学	15	1,265	15	1,259	15	1,254	15	1,306	15	1,171
書道講座	20	487	21	498	21	537	20	454	21	526
詩吟講座	20	346	20	402	20	288	21	281	19	216
健康づくり脳カトレーニング講座A・B	21	295	20	286	20	322	20	296	20	317
楽しいうた講座	20	714	20	655	19	559	20	685	20	633
絵手紙講座	20	267	19	283	18	231	17	236	18	246
お菓子づくり講座	11	136	11	150	11	166	11	151	11	145
リフレッシュ体操講座A・B	21	316	20	337	20	343	20	299	20	319
音楽療法を楽しむA・B	20	275	20	258	20	254	20	257	20	280
リズム体操講座	21	435	21	466	21	397	21	472	21	337
自力整体体操講座A・B	21	400	20	385	20	371	20	350	19	370
男性のための料理講座	10	189	10	214	10	184	10	175	3	11
手話講習会	40	427	40	430	40	473	40	405	40	375
朗読ボランティア養成講座	10	64	10	74	10	63	10	75	10	58
点訳ボランティア養成講座	19	99	10	14	12	49	9	11	10	58
短期講座	1	28	2	88	1	81	1	83	2	84
合計	290	5,743	279	5,799	278	5,572	275	5,536	269	5,146

※脳カトレーニング講座・リフレッシュ体操講座・自力整体体操講座はH27年度からA(前半)、B(後半)で実施する

※H30年度の男性のための料理講座は講師の都合で後半の7回は中止する。

(2)福祉ふれあいまつり

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	参加団体数	延べ来場者数	参加団体数	延べ来場者数	参加団体数	延べ来場者数	参加団体数	延べ来場者数	参加団体数	延べ来場者数
福祉ふれあいまつり	73	3,855	73	3,931	73	3,875	78	3,893	74	4,261

(3)無料入浴サービス

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
無料入浴サービス										
男性	98	2,429	98	2,422	95	2,346	100	2,378	98	2,464
女性	100	3,675	98	3,606	99	3,564	96	3,298	100	3,059
合計	198	6,104	196	6,028	194	5,910	196	5,676	198	5,523

(4)高齢者健康相談

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数
高齢者健康相談	22	215	22	169	24	205	22	155	23	122

※令和元年度から毎月1回に変更

(5)貸館業務

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	使用許可件数		使用許可件数		使用許可件数		使用許可件数		使用許可件数	
貸館業務	718		691		529		464		402	

(6) 会議室利用状況

年度 室名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
第1・第2機能回復訓練室	244	4,131	243	4,499	237	3,132	239	2,769	239	3,386
浴室	198	6,104	196	6,028	194	5,910	196	5,676	198	5,523
和室	2	152	29	326	41	380	52	389	45	271
2F会議室	—	—	—	—	—	—	—	—	2	116
第1会議室	322	11,529	373	11,637	373	12,138	372	11,467	383	10,931
第2会議室	307	3,182	350	3,125	344	3,341	343	3,562	302	3,296
第3会議室	327	5,257	371	5,867	343	5,165	363	5,288	349	4,817
料理教室	110	1,580	177	1,774	157	1,532	202	1,772	151	1,325
大広間	445	7,593	474	7,721	468	7,674	487	7,987	462	7,611
第4会議室	292	2,613	299	2,590	283	2,584	276	2,613	250	2,436
合計	2,247	42,141	2,512	43,567	2,440	41,856	2,530	41,523	2,381	39,712

(7) 2階利用者

年度 項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	利用者数		利用者数		利用者数		利用者数		利用者数	
囲碁・将棋	2,287	2,418	2,497	2,846	2,846	2,835	2,846	2,835	2,835	2,835
バンパール	2,130	2,026	1,583	1,253	1,253	1,059	1,253	1,059	1,059	1,059
ぬくまりルーム	1,299	958	651	856	856	714	856	714	714	714
健康マージャン	470	1,397	1,109	783	783	844	783	844	844	844
ヘルストロン	11,143	9,916	10,471	10,971	10,971	10,816	10,971	10,816	10,816	10,816
合計	17,329	16,715	16,311	16,709	16,709	16,268	16,709	16,268	16,268	16,268

※平成30年9月10日から17日まで災害ボランティアセンター設置により2階の利用を中止する。

※平成26年9月から健康マージャンを設置する。

4 都市政策部

【質問１】 空き家実態調査の進捗状況と課題、及び空き家活用等の今後の対応方針について

[進捗状況]

6～3月 空き家等対策計画策定業務を発注、作成中

6～7月 H30 空き家実態調査で判明した空き家の現状確認調査を実施(全件)

8～9月 空き家所有者に対してアンケート調査を実施

[課題]

H30 空き家実態調査時点における空き家は、除却や売買によって減少していくが、実態調査以降に発生する空き家もあると思われ、市内の空き家数を正確に把握する場合は、定期的な実態調査が必要と考える。

また、所有者不明の空き家物件や、相続問題等、解決に時間を要する空き家物件への対処も検討すべき事項と考える。

[活用等の今後の対応方針]

空き家等対策計画の策定、協議会の設置を行う。

民間団体等との連携を検討する。

(意見・要望)

平成30年度の実態調査によると、空き家は約600件となっており、今年度は、解体等により450件程度となっている。調査によると、本市の特徴としては、賃貸物件が多く、また、地域的に偏りがある。

今後、空き家対策計画を策定のうえ、空き家対策協議会等を設置し、改修や活用について民間団体との連携を検討するとのことであるが、さらに所有者の管理責任が明確に問われることも念頭におき、着実な空き家解消または有効活用を望むものである。

【質問 2】 放置自転車の現状と対策について

(1) 放置自転車の撤去台数と引き取り台数の推移（直近 5 年）について

年 度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
撤去台数	2,484	1,482	1,417	814	782
引き取り台数	1,631	995	879	592	484
引き取り率 (%)	65.7	67.1	62.0	82.9	61.9

(2) 放置防止に向けた対策について

泉大津市立駐輪場への誘導を目的に指定管理者が、放置自転車等対策業務を行った。また泉大津市立駐輪場の整備と同時に、休日も含めランダムに撤去作業を行った。

以上のことより、現在、放置自転車は、激減している状況である。

(意見・要望)

泉大津市立駐輪場の整備を契機として、指定管理者が、放置自転車等対策業務を行い、休日も含めランダムに撤去作業を行った結果、放置自転車は、激減している状況である。

放置自転車の対策としては、一定の成果を認めるが、現状の効果を維持しつつ、泉大津駅周辺の駐輪場の今後のあり方を検討するよう要望する。

5 市立病院事務局

【質問 1】 地域医療構想について

- (1) 10 月 28 日並びに 12 月 11 日の議員総会における概要、経緯等について
当院の財務について平成 29 年度から資金不足が生じており経営健全化基準に達するまでに、抜本的対策を講じる必要に迫られている。一方で、全国的に急速な高齢化や人口減少に対して地域医療構想の実現による医療提供体制の再構築が求められている。これらの課題を克服すべく、新たな経営モデルの構築に向けた病院事業の改革に着手するものである。

昨年 10 月 28 日と 12 月 11 日の議員総会において、市立病院の経営状況と取り巻く環境を説明したうえで、令和 5 年度中を目処に①高度急性期・急性期病院の新設、②市立病院の周産期医療、小児医療への特化、③府中病院との提携を柱とする医療提供体制の構築を目指すことを示した。

(詳細は別冊議員総会資料参照)

- (2) 厚生労働省WG（令和元年 9 月 26 日）の公表によれば、泉州地域の他の公立病院に比較して病床稼働率が最も低く、また、診療実績が特に少ないとされる項目が 9 項目中 7 項目にも及ぶが、それらの原因とこれまでの経営改善に向けた対応策、またその評価について

厚生労働省による再検証検討病院の公表において、当院が 7 項目で「診療実績が少ない」「類似かつ近接する」とされている原因としては、総じていえば当院が急性期病院として規模が小さいこと、近接する他病院との競争の激化が挙げられる。

これまで複数回にわたる経営改革プランに基づいて様々な取り組みを推進し一定の成果を得られたものの、当院を取り巻く環境は年を追うごとに厳しくなる一方で抜本的な改革が求められている。

- (3) 地域医療構想における、当院の位置づけ・課題について

地域医療における、当院の位置づけ・課題は、公立病院として強みである周産期医療、小児医療を従来以上に推進し産み育てる環境を整えること、および急性期医療については民間手法も活用し市民にとって安心・安全な医療提供を持続的に行うことであると考えます。

【質問 2】 滞納診療報酬の管理について

- (1) 診療報酬の調定件数・収入金額等 5 年間の推移について
別紙 1（36 頁参照）のとおり。

(2) 診療報酬の滞納解消に向けての取り組み、今後の改善策について

滞納解消に向けた取り組みフロー等については、別紙 2 (37 頁参照) のとおり。

【質問 3】 過年度監査指摘事項について

(1) 施設・設備の修繕・補修の中長期的な計画策定について

施設については、現在の建物は平成 10 年に建替えを行い、また地域周産期センターについては、平成 22 年に整備したものであるが、施設全体の老朽の度合いを示す有形固定資産減価償却率が年々上昇し、平成 28 年からは類似病院平均値を上回り、施設面において、老朽化が進んでいると考える。これらのことから来年度には建物診断を行い、まずは施設の状況把握を行う予定である。

設備についても同様に器械備品減価償却率は類似病院平均値を大きく上回っている。特に空調設備である吸収式冷温水器は 3 台で稼働しているが、設置後約 25 年経年しており更新する必要があることから、来年度より順次更新する予定としている。その他の設備や高額医療機器等についても、順次更新の必要性はあると考えるが、現在の経営状況を鑑み、整備年次や稼働状況を踏まえた上で、予算額の中で必要性・緊急性を考慮し順次更新している状況であり、計画策定には至っていない。

(2) 近隣病院との連携や役割分担により効率的な運営を行うといった事項についてどのように対応してきたのか

近隣病院及び医院との連携については、地域医療連携室を中心に展開しており、他の医療機関からの患者紹介件数については、平成 28 年度 6,939 件、平成 29 年度 7,201 件、平成 30 年度 7,378 件で推移している。

連携業務に関する情報交換など、病診連携の強化を継続することで、令和元年度の紹介件数は 4 月～6 月合計 1,831 件で、昨年度とほぼ同等の件数となっている。

(3) 診療科ごとの P/L 等収支作成について

各診療科系の収支概要については、別紙 3 (38 頁参照) のとおり。

(4) 不採算部門の診療科の見直しについて

公立病院改革における基本的な考え方は、公民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定経営の下で不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにするとされている。

本院は市民の健康を守る総合病院として、地域の診療所などとの連携を図りながら、病気の早期発見と治療にあたっているところです。しかしながら、構造的な課題として本院のような 200 床規模の病院運営の困難性があること、さらに、医療提供体制や経営の効率性を追求しつつも地域の基幹的な医療機関・公立の総合病院として診療科間における連携によりその

機能を発揮し、使命を果たしていく重要な役割が求められていることから、それぞれの診療科において、採算性を確保できない、いわゆる不採算であるということのみをもって見直しとされるものではないと考える。

(意見・要望)

質問を統合し意見・要望

令和5年度中を目途として、新たな経営モデル（高度急性期・急性期病院の新設、現市立病院の周産期・小児医療の特化及び府中病院との連携）による病院事業の改革に着手することとし、今後の医療体制等については、市立病院と府中病院の協議により詳細に検討していくことになっている。

現在の医療設備、医師の確保及び看護師の配置体制等を考えると今後も、相当厳しい経営状況が続くことが予想され、更なる資金不足比率の悪化も懸念される。

長年の懸案であった病院運営の見直しについては、一定評価するものであるが、現在の市立病院の強み・弱みを改めて分析し、新たな経営モデルにおける健全な病院運営に役立てることが重要である。

これまで指摘してきた施設・設備の中長期的な計画策定や近隣病院及び医院との連携、泉大津市立病院新改革プラン達成のに向けた取組み等のについても、新経営プラン導入を見据え、市立病院に従事する者すべてが一体となった運営の推進を引き続き要望する。

■入院・外来診療報酬(国保・社保)の推移

(単位:円)

年 度	区 分	調 定		収 入	繰 越
		件 数 (件)	(A)金 額	(B)金 額	(A)-(B)
平成30年度	入院分	6,605	2,194,610,484	1,831,570,714	363,039,770
	外来分	86,720	1,423,469,985	1,156,344,819	267,125,166
	計	93,325	3,618,080,469	2,987,915,533	630,164,936
平成29年度	入院分	6,652	2,236,247,408	1,831,570,714	404,676,694
	外来分	85,410	1,412,185,827	1,156,344,819	255,841,008
	計	92,062	3,648,433,235	2,987,915,533	660,517,702
平成28年度	入院分	6,580	2,216,641,294	1,828,413,563	388,227,731
	外来分	82,614	1,348,680,840	1,097,704,172	250,976,668
	計	89,194	3,565,322,134	2,926,117,735	639,204,399
平成27年度	入院分	6,607	2,408,945,035	2,027,872,902	381,072,133
	外来分	85,039	1,416,878,410	1,162,188,024	254,690,386
	計	91,646	3,825,823,445	3,190,060,926	635,762,519
平成26年度	入院分	6,968	2,515,106,965	2,052,016,609	463,090,356
	外来分	85,673	1,367,457,442	1,125,671,559	241,785,883
	計	92,641	3,882,564,407	3,177,688,168	704,876,239

診療報酬の滞納解消に向けての取り組み、今後の改善策について

現在、診療費（本人負担分）の未収金については、次のとおり収納に努めている。

- 1 電話にて、本人及び連帯保証人に対して督促を行う。
↓
- 2 本人や連帯保証人と連絡をとることができなかつたり、支払（分納）をしなかつたりするときは、診療月の翌々月に督促状を郵送する。
↓
- 3 督促状を送付しても本人等と連絡をとれなかつたり、支払（分納）をしなかつたりするときは、督促状郵送月の翌月に「期限までに支払がないときは弁護士に未収金回収業務を委任する」旨を記載した最終督促状を郵送する。
↓
- 4 最終督促状を送付しても本人等と連絡をとれなかつたり、支払（分納）をしなかつたりするときは、最終督促状郵送月の翌月に弁護士に未収金回収業務を委任する。

なお、電話による督促は、最終的に弁護士に委任するまでに適宜行っている。また、本人や連帯保証人と連絡を取れないときは、自宅や携帯電話に電話するだけでなく勤務先へ電話するなど本人や連帯保証人と連絡を取れるように努めている。

このような取り組みを行うことにより近年未収金は減少傾向となっており、今後とも本人・連帯保証人と密に連絡をとることにより未収金の改善に努める。

各診療科系統ごとの収支表

[単位：百万円]

	内科系	外科系	周産期系	感覚器系	その他診療 (調整含む)	計
医業収益	1,196	1,389	1,620	257	564	5,026
医業費用	1,462	1,759	1,805	307	502	5,835
収支差引	-266	-370	-185	-50	62	-809
繰入金 (企業債元利・建設改良除く)	104	58	233	4	123	522
繰入金算入後 収支差引	-162	-312	48	-46	185	-287

注：本表の作成にあたっては、額の按分等を行ったうえで、四捨五入・端数処理により算出。

6 消防本部

【質問1】 消防本部移転後の救急活動について

(1) 救急出場について

① 救急車の出動件数の過去5年間の推移と今後の傾向について

出動件数は、平成27年3,943件、平成28年4,037件、平成29年4,104件、平成30年4,588件、令和元年4,401件で、平成28年以降4,000件を超える出動となっている。

また、今後の傾向については、高齢化の進展などを背景にさらに増加すると考える。

② 消防本部移転後の救急車出動時の近隣トラブルについて

移転前より地域住民説明会を開催し、緊急出動件数等を示して消防業務に対する理解と協力をお願いしてきた。

また、消防本部としても、出場時には誘導員を配置し事故防止に努めているほか、夜間出動時にはサイレンを減音するなどの対策を実施している。

このため移転後は、救急車出動時のみならず、現在のところ近隣トラブルは発生していない。

③ 消防本部移転後の救急車の到着所要時間等の問題の有無について

令和元年の統計では、入電から現場到着までの平均時間は7分11秒で、移転前（平成29年）の7分10秒と差はなく、特段、問題があるとは考えていない。

(2) 救急安心センターおおさかについて

① 直近4年間のセンター活用状況について

本市における医療相談及び病院紹介等の活用状況は、平成28年1,173件、平成29年1,319件、平成30年1,641件、令和元年1,741件である。

② その利用者の属性（年齢、性別、世帯の状況、症状等）、効果はどのようなものか。

救急安心センターおおさか運営委員会の平成30年中統計では、利用者の

属性は、以下のとおりである。

- ・年齢構成は、15歳未満の小児が約48%、15～65歳の成人が約36%、65歳以上の高齢者が約16%である。
- ・性別は、男性が47%、女性が53%である。
- ・世帯状況は不明であるが、相談者は、家族からが約70%、本人からが約28%、その他が約2%である。
- ・症状は、内科系が約30%、外科系が34%、小児科系が約24%、その他が約12%である。

効果としては、幅広く市民の救急医療相談窓口として、救急車の必要の有無や病院紹介などに活用され、市民の安心に繋がるものとする。

③ 活用効果について

「救急安心センターおおさか」の導入前は、火災救急専用電話である119番での救急医療相談や病院紹介の問合せ等が多数あり、緊急を要する火災・救急等の通報への対応や出場隊への無線交信など通信指令業務に影響が出ることもありました。導入後は、認知度増加に伴い119番での相談や問合せ等が減少し、通信指令業務への影響が軽減されている。

また、市民目線として、「救急安心センターおおさか」においては、看護師等が医師の助言のもとで相談や問合せに対応し、的確な指導・判断がなされることで相談者の安心に繋がるものと考えられ、消防本部及び市民にとって一定の活用効果があるものとする。

(意見・要望)

救急車の出動件数は、年間4,000件を超える状況となっている。今後、高齢化の進展などを背景にさらに増加することが予想されており、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要がある。

急なけがや病気をした際に、救急車を呼ぶか、いまずぐ病院に行った方が良いのかなど、専門家が電話でアドバイスする「救急安心センターおおさか」が設置されており、利用件数が増加している状況にある。

適正な救急車利用のため、救急安心センターおおさかの認知度をさらに高めるとともに、救急隊員の確保と隊員の能力維持・向上に十分留意し、引き続き適切な救急体制の維持に努められたい。

【質問 2】 消防署と自主防災組織連絡協議会との連携について

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生する中、「公助」のみでは災害対応に限界があり、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域住民の自覚・連帯感により結成された自主防災組織が「自助・共助」の役割を担い、被害の軽減を図ることは重要であると考えます。

これまで自主防災組織においては、地域防災力の向上をめざすため、初期消火訓練、負傷者の救出・救護訓練など様々な災害対応に備えた訓練を積極的に実施し、防火防災に対する知識・技術の向上に努めていただいている。

また、過去の火災現場等では消防署に対し、自主防災組織の方々が自主的に防災資器材を活用し、消防活動へのご支援・ご協力をいただいた。

そのような中、「自主防災組織連絡協議会」においては、自主防災組織間における相互の連絡調整を図り、意見交換会や防災講演会等を開催し、地域防災力の確立に向け取り組んでいただいている。

今後も「自主防災組織連絡協議会」においては、各自主防災組織に対し各種訓練等の実施を積極的に推進していただき、消防署は防災に対するアドバイザーとして関わっていきたいと考える。

また、災害時においては、各地域の被害状況などの情報を共有し、相互に連携して被害の軽減を図るため、支援と協力を願いたい。

(意見・要望)

災害時の際に、「自助・共助」の役割を担う地域の自主防災組織に期待される役割は大きい。自主防災組織においては、様々な災害対応に備えた訓練を積極的に実施し、知識・技術の向上に努めている。また、自主防災組織連絡協議会においても、自主防災組織間における相互の連絡調整、意見交換会や防災講演会等を開催している。

今後、消防署は防災に対するアドバイザーとして、地域団体に積極的に関わることでさらなる良好な関係を築き、防災減災の啓発に努め、災害時の取組みに繋がっていくことを要望する。

7 教育部

【質問1】小・中学校教職員の超過勤務について

教職員の超過勤務につきましては、本市におきましても、児童生徒の健全な育成を支援するため、解消しなければならない喫緊の課題であると認識しております。

その課題解決のために、昨年度より小中学校において一斉退庁日、長期休業期間中における休業日を実施するとともに、本年度より勤務時間外の電話対応について時間設定を設け、令和元年10月より全中学校、令和2年2月より全小中学校において、勤務時間外における自動応答メッセージの導入をいたしました。

中学校運動部活動においても、活動マニュアルを作成し、ノークラブデーの実施、活動時間の制限を行う等、勤務時間の物理的削減も取り組んでおります。

また、本年度9月より校務支援システム及び勤怠管理システムを導入し、教職員の事務作業等の効率化を図るとともに、教職員の勤務時間を正確に把握し、教職員の多忙化解消に取り組んでおります。

(意見・要望)

小中学校教職員の超過勤務の改善が全国的に問題となっているが、一斉退庁日、ノークラブデー及び勤務時間外における自動応答システムを設置し、また、効率的に業務が実施できるよう校務支援システムを導入する等により超過勤務を抑制するための取組みを実践しているところである。

今後も、教職員の事務作業等の効率化や多忙解消に取り組み、真に必要な児童生徒の教育や成長に傾倒できる環境づくりに取り組まれない。

【質問2】留守家庭児童会（なかよし学級）の現状と課題について

留守家庭児童会は、平成27年度の法改正を受け、それまで小学1～3年生対象だったものを全学年対象に拡大したことに伴い、入会児童は全校区において大幅に増加し、その後においても、年々増加している状況にある。

入会児童が増加するなかハード面では、財政面や学校施設の状況などにより拡充が図れていない学校もあり、児童一人当たりの面積要件などが満たせていない現状もあり課題となっている。

また、平成27年度からの入会児童増加と開設時間の拡充を図ったことに伴い、指導員などの必要人数も増加し、人員の確保を行っているところではあるが、人員が流動的なところもあり、必要人員の確保も課題となっている。

運営面においては、現状の保育時間は午後6時までとなっており、利用者からは保育時間延長のニーズも高く、課題と認識している。

また、異学年での集団生活や配慮が必要な児童への対応など、指導員としての資質向上に積極的に取り組んでいる一方で、児童への対応では、学校生活や家庭での生活を踏まえたうえでの対応が必要であり、学校・家庭とのさらなる連携が必要である。

（1）留守家庭児童の傾向について

各学校の児童数の推移については、下表のとおり各校によって若干のばらつきはあるものの全体では増加傾向にある。

●平成26年度～令和元年度留守家庭児童会在籍児童数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
戎	58	78	80	71	64	70
旭	92	100	102	109	139	154
穴師	56	80	79	78	85	96
上條	83	81	95	99	95	88
浜	62	60	63	69	86	92
条東	52	82	87	99	108	108
条南	88	101	113	122	126	128
楠	92	123	116	115	123	131
合計	583	705	735	762	826	867

今後の傾向については、市全体の児童数については、今後緩やかに減少していくものと予想されるが、留守家庭児童会の入会児童数については、共働き世帯の増加

が見込まれるなど、今後も現在と同等の入会児童数が続くと考えている。

(2) 今後の対策について

ハード面においては、引き続き関係部局と綿密に連絡・調整を図ることで施設の確保に努めるとともに、保育時間延長などのサービス向上の実現に向け、人員確保などの諸課題解決に向けた検討を進める。

(意見・要望)

留守家庭児童会の入会児童数は、共働き世帯の増加により増加傾向にある。現在、児童一人当たり面積に関する要件が満たされたいない学級もあるが、児童の健全育成の観点から、入会希望の児童全員の受入れができていることを確認した。

本市は、指導員を 48 名確保しているところであるが、一般に、指導員は変則時間勤務であり、年間を通したフルタイム雇用ができないこと、また、児童・保護者への個別的な対応も必要となることがあるため確保が困難であると言われている。

今後も、児童への適切な環境の整備及び指導員の確保に努め、良好な学級運営を期待するものである。また、民間ノウハウの活用や効率的な運営を図るため、指定管理者制度の導入や運営を民間事業者に委託することも検討することが必要と考える。